

JTG 証券 ストラテジー・レポート

アメリカ・イギリス関税合意が示す、 日米経済・金融市場への影響

経済調査室 上田 祐介
チーフ・インベストメント・
ストラテジスト

[本レポートのサマリー]

2025 年 5 月 8 日、アメリカ、イギリス両国政府は、関税に関する方針の合意に至ったことを公式に表明した。本レポートでは、この合意の概要を確認し、今後の世界経済や金融市場への影響について考察する。

1. 本合意の法的位置づけ

- 今回の合意内容は、今後の法的・制度的交渉の基礎となる「方針」。
- 法的拘束力は有せず、同協定は相互に通知すれば解除可能（ただし、ここから大きく崩れる状況は想定しにくい）。

2. 関税に関する合意の概要

- 米国が課した英国製品の大半に対する 10%の「相互関税」は維持されたまま、個別品目での合意を優先。交渉妥結分野は、非常に限定された品目のみ。成果を急いだ側面も。
- 米国側の輸入関税では、自動車を 10%、鉄鋼・アルミニウムを 0%と個別に合意（合意内容は、トランプ政権が「相互関税」とは別に定めた品目別課税（鉄・アルミ・自動車）のみ）。
- 英国側の輸入関税では、牛肉・エタノールについて輸入枠設定と関税免除をセットで合意
- その他の事項（非関税障壁を含む）は、交渉中。

3. 日米を含む他国関税合意に向けたインプリケーション

[米国経済]

- 他国とも同様の交渉が進む場合、米国のインフレ影響は確実に生じ、また長期化しやすい。
- 結果、アメリカの政策金利も高止まりしやすく、利下げも遅れやすい。

[日本経済]

- 新規関税の全面撤廃を原則とせず個別品目で妥結したことは、日本の交渉には悪材料。
- ただし、個別品目で実際の取引を想定したミニマム・アクセス量に対応した優遇税率の交渉余地がある点は、日本にも好材料。
- 国内からの自動車輸出などへの悪影響は回避しにくく、景気悪化懸念から日銀の利上げも遅れやすい。

[金融市場への影響]

- 日米金利差は維持されやすく、円高には進みにくい材料か。

JTG 証券 ストラテジー・レポート

アメリカ・イギリス関税合意が示す、日米経済・金融市場への影響

JTG 証券 チーフ・インベストメント・ストラテジスト 上田 祐介

2025 年 5 月 8 日、アメリカ、イギリス両国政府は、関税に関する方針の合意に至ったことを公式に表明

2025 年 5 月 8 日、アメリカ、イギリス両国政府は、関税に関する方針の合意に至ったことを公式に表明した。今回の合意内容は、今後の日米を含む、他国と米国との交渉においても参考事例となり得るため、以下でその概要を確認し、今後の世界経済や金融市場への影響についても考察する。

1. 本合意の法的位置づけ

今回、アメリカ、イギリス両国政府が公表した関税合意に関するリリースでは、より宣伝色の強いホワイトハウスのリリース¹よりも、英国の公式文書²は法的な位置づけを含め、より厳格な表現をとっている。同文書によれば今回の合意内容は下記の位置づけとなっている。

今回の合意内容は、今後の法的・制度的交渉の基礎となる「方針」

法的拘束力は有せず、同協定は相互に通知すれば解除可能(ただし、ここから大きく崩れる状況は想定しにくい)

- 米英経済繁栄協定 (U.S.-UK Economic Prosperity Deal, EPD) に両国が合意、2025 年 5 月 8 日に発効。
- 本協定は、米国と英国が互いの経済的繁栄を目指して締結した枠組みであり、今後の法的・制度的交渉の基礎となる方針文書。ただし、法的拘束力は有しない。
- 下記の三つの柱に基づく、両国の通商関係の抜本的強化を目的とする。
 - (i). 双方向的で質の高い貿易の拡大と雇用創出
 - (ii). 企業間の投資・交易・事業運営の障壁撤廃
 - (iii). 公正性と相互主義に基づく持続的パートナーシップ構築
- 協定は相互に通知すれば解除可能。今後の手続き詳細は交渉の一環として協議される。

上記に示した通り、本合意はまだ法的拘束力を持たない「方針」に関する合意内容である。ただし、政府間の合意でもあり、ここから大きく崩れる状況は想定しにくい。

¹ “Fact Sheet: U.S.-UK Reach Historic Trade Deal”, 2025/5/8, White House

² “GENERAL TERMS FOR THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND ECONOMIC PROSPERITY DEAL”, 2025/5/8, UK Government

2. 関税に関する合意の概要

関税に関する合意の概要

-交渉妥結分野は、非常に限定された品目のみ。成果を急いだ側面も

- 米国が課した英国製品の大半に対する10%の「相互関税」は維持されたまま、個別品目での合意を優先

(1) 相互の関税優遇措置

両国は、特定の重点産業分野における原産品について、関税を段階的かつ優先的に引き下げる意向を示している(英国領海外地域に対する適用も含まれる可能性がある)。ただし、米国が課した英国製品の大半に対する「相互関税」は最低限の10%で維持されたままである点に注意。

(2) 個別品目に関する主な合意事項

以下の図表 1 には、今回の合意事項とされる内容のうち、EPD 内で正式に確認された内容と、メディア報道による内容を、それぞれ列挙した。実際に交渉が妥結した分野は、非常に限定された品目にとどまっており、成果としての「交渉の妥結」を急いだ側面もうかがえる。また、トランプ政権が「相互関税」とは別に定めた品目別課税(鉄・アルミ・自動車)のみを切り出した合意となっている点にも注意が必要だ。

図表 1 個別品目に関する主な合意事項

1. 米国による英国製品への関税引き下げ

EPD内に示された公式合意内容

対象品目	変更前関税率	変更後関税率	補足
自動車(英製)	27.5%	10%	10万台までを10%の関税で優遇、付随部品も含めたスキームを整備
鉄鋼・アルミニウム	25.0%	0%	英国による供給網の透明性・安全性の確保を前提に、米国は最恵国待遇(MFN)枠のもとで英国鉄鋼・アルミ製品を受け入れ

メディア報道による合意内容

航空部品(ロールス・ロイス等)	最大15%前後	0%	英製部品がボーイング機体に搭載される条件／英国は米国製航空機100億ドル分を購入予定(Business Insider)
-----------------	---------	----	--

2. 英国による米国製品輸入時の関税引き下げ

EPD内に示された公式合意内容

対象品目	変更前関税率	変更後関税率	補足
牛肉	最大125% (1,000トンの輸入枠内までは20%)	0% (13,000トンの無税優遇枠を新設)	輸入枠拡大と税率変更がセット
エタノール	最大50%	0% (14億Lの無税輸入枠を新たに設定)	輸入枠設定とセット

メディア報道による合意内容

その他(機械・オリーブオイル・ワイン等)	平均5.1%	平均1.8%	約2,500品目対象(AP News)
----------------------	--------	--------	-------------------------------------

出所: 前頁参考資料 1、2、および表中の各メディア情報(「[英製部品がボーイング機体に搭載される条件／英国は米国製航空機 100 億ドル分を購入予定\(Business Insider\)](#)」、「[約 2,500 品目対象\(AP News\)](#)」)より、JTG 証券で作成

－ 米国側の輸入関税では、自動車
を 10%、鉄鋼・アル
ミニウムを 0%と個別
に合意

－ 英国側の輸入関
税では、牛肉・エタ
ノールについて、輸
入枠設定と関税免
除をセットで合意

－ その他の事項
(非関税障壁を含
む)は、交渉中

EPD には、さらに下記項目について合意に向けた交渉が継続中である旨に言及。

(3) 交渉中の内容

[品目別]

- － 医薬品:セクション 232 調査の結果を踏まえ、両国は医薬品およびその成分の通商条件について大幅な優遇措置を交渉する意向を表明。
- － その他セクター:他の対象業種についても、供給網安全性と調査結果に基づき順次優遇的な措置を拡大する交渉方針を採用。

[非関税障壁の削減]

- － (1) 農産品分野、(2) 適合性評価(CAB)の相互承認、(3) 工業製品・サービス規制の整合化(既存の相互承認協定(MRA)を土台に)

[デジタルサービス]

- － デジタルサービス全般(金融を含む)について高水準の合意を目指す。

[経済安全保障と調達市場の相互開放]

- － (i)第三国の非市場政策への連携的対応、(ii)ICT 供給網の安全確保、(iii)投資審査の制度共有、(iv)GPA 協定とそれぞれの FTA に基づく義務を再確認、英国調達法 2023 の新規定に基づく安全保障部門調達の扱いも協議。

[その他の交渉分野]

- － 知的財産、労働(強制労働排除を含む)、環境保護、脱税・不当な原産地回避への税関協力・制度化など。

3. 日米を含む他国関税合意に向けたインプリケーション

今回のイギリスとアメリカの合意内容から、日米を含む他国関税の交渉に対し、以下のインプリケーションが得られる。

今回の合意内容から得られるインプリケーション;

－ 他国とも同様の交渉が進む場合、米国のインフレ影響は確実に生じ、また長期化しやすい

－ 結果、アメリカの政策金利も高止まりしやすく、利下げも遅れやすい

－ イギリスが新規関税の全面撤廃を原則とせず個別品目で妥結したことは、日本の交渉には悪材料

- － アメリカが新たに課した「10%の相互関税(特定国向けを除く基本水準)」は、維持されたままでの合意。従来の水準に向けた引き下げは、今後の交渉次第。

→ 他国とも同様の交渉が進む場合、米国の輸入物価の押し上げによるインフレ影響は確実に生じ、また長期化しやすい。

→ この結果、アメリカの政策金利も高止まりしやすく、利下げは遅れやすい。

- － イギリスは、(i)新規関税の全面撤廃を原則とせず今後の交渉内容とし、さらに(ii)自動車分野を切り分けた個別交渉に応じた。

→ これらは、日本国政府が示している現在の交渉方針とは相いれないスタンスであり、日本の交渉にも悪影響の可能性。

－ ただし、個別品目で実際の取引を想定したミニマム・アクセス量に対応した優遇税率の交渉余地がある点は、日本にも好材料

－ 国内からの自動車輸出などの悪影響は回避しにくく、景気悪化懸念から日銀の利上げは遅れやすい

－ 日米金利差は維持されやすく、円高には進みにくい材料か

→ 個別交渉においては、ミニマム・アクセス量に対応した優遇税率により、取引（deal）額を前提とした税率の交渉余地がある点は、日本の交渉にも好影響の可能性。

→ 国内からの自動車輸出などの悪影響は回避しにくく、景気悪化懸念から日銀の利上げは遅れやすい。

→ 日米金利差は維持されやすく、円高には進みにくい材料か。

以上

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

■ムーディーズ・レーティングスについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news))の「規制関連」タブの下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付関連」の欄に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について ムーディーズ・レーティングスの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。	■S&P グローバル・レーティングについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング株式会社(金融庁長官(格付)第5号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.spglobal.com/ratings/jp/index)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered)に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。	■フィッチ・レーティングスについて 格付会社の呼称について 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」(https://www.fitchratings.com/ja/regulatory)の「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明についてはフィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。
---	---	---

この情報は、2024 年 6 月 25 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

Disclaimer

本資料は、Jトラストグローバル証券(以下、JTG 証券)が本資料を受領されるお客様への情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の有価証券又は金融商品の売買の推奨・取引・勧誘・申込みを目的としたものではありません。

開示事項

本資料の作成及び配布は JTG 証券が行っております。

JTG 証券では調査部門の活動(リサーチ・レポート作成、リサーチ情報の伝達を含む)に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券はリサーチ部門・他部門間の活動及び/又は情報の伝達、並びにリサーチ・レポート作成に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券では、所属するアナリスト及びその家族が、当該アナリストの担当カバレッジに属するいずれの企業の株式も保有することを禁じられています。また、本リサーチ・レポートが公開される前後 3 か月間に、本リサーチに関連する金融商品を個人的に取引することも禁じています。

アナリストによる証明

本レポート表紙に記載されたアナリスト(以下、同アナリスト)は、本レポートに記載した見通し・評価・分析等の内容が、分析対象銘柄の発行企業及びその証券に対する同アナリスト個人の見解に一致していることを証明いたします。また、本レポート内で特定の判断もしくは見解を表明する見返りとして、いかなる報酬も一切受領しておらず、受領する予定もないことを合わせて証明いたします。

免責事項

本資料内で JTG 証券が言及した全ての記述は、公的に入手可能な情報のみに基づいたものです。本資料の作成者は、インサイダー情報の入手・使用を禁じられています。

本資料に含まれる情報は、弊社が正確かつ信頼できると考える情報に基づき、正確性と信頼性を担保することを目標として作成していますが、その正確性、信頼性が客観的に検証しておりません。本資料内で JTG 証券以外の外部サイトのインターネット・アドレスを参照していることがございますが、リンク先の内容・正確性について JTG 証券は一切責任を負いません。本資料はお客様が必要とする全ての情報を網羅することを意図したものではありません。

JTG 証券は本資料に掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる保証を表明しておりません。また、JTG 証券は、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している場合があり、又は今後発行する場合があります。

本資料に示したすべての内容は、本資料発行時点において JTG 証券が入手可能な範囲で最新の評価や判断を示しておりますが、本資料に含まれる情報は金融市場や経済環境の変化等のために最新の内容ではない可能性があることをご認識ください。JTG 証券では、本資料内に示した見解は予告なしに変更することがあります。また、JTG 証券は本資料内に含まれる情報及び見解を更新する義務を負うものではありません。

本資料で直接的又は間接的に言及・例示・評価・推奨している有価証券や金融商品は、市場価格の変動や発行体の財務状況の変化、経済環境の変化や経営判断、同証券や発行体に関わる外部評価の変化、金利や為替などの市況変動などの影響など、様々な要因により投資元本を割り込むリスクがあります。

本資料の作成にあたり、JTG 証券では本資料を受領される個々のお客様の財務状況、ニーズもしくは投資目的を考慮しておりません。このため、本資料で言及されている有価証券や金融商品、市場見通し、投資戦略などは全てのお客様にとって適切なものであるとは限りません。お客様の投資に当たっては、ご自身の判断により投資評価や投資戦略を評価し、本資料に記載されている有価証券又は金融商品に関して投資・取引を行う際には、専門家やファイナンシャル・アドバイザーにご相談ください。

お客様による最終的な投資判断は必ずお客様自身によりなされなければならず、投資によって生じたいかなる結果につきましても、一切の責任はお客様にあります。JTG 証券は、本資料を直接的にまたは間接的に入手したお客様が、本資料を参照した結果として生じたいかなる事象(直接・間接の損失、逸失利益及び損害、その他の状況)についても一切の法的責任を負いません。

本資料は、お客様に対し税金・法律・投資上のアドバイスとして提供する目的で作成されたものではありません。法律・制度・税金・会計等につきましては、お客様ご自身の責任と判断で専門家にご相談ください。

本資料に過去の投資パフォーマンスや過去データに基づく分析が示されていたとしても、これらは将来の投資パフォーマンスを確定的に予測したり、保証するものではありません。特に記載のない限り、本資料に含まれる将来予想は、アナリストが適切と判断した材料に基づく本資料公表時点におけるアナリストの予想であり、実現値とは異なることがあります。JTG 証券では、将来の投資パフォーマンスやリスクについての参考情報や見通しを示すことがあります。いかなる観点でも、これを保証するものではありません。

本資料の作成アナリストによる投資・保有禁止に関わらず、JTG 証券及び社員は、本資料で言及された有価証券等や関連するエクスポージャーを、自己の勘定もしくは他人の勘定で取引もしくは保有する可能性があります。また、本資料で示された投資判断に反する取引を行うことがあります。本資料のご活用にあたりましては、お客様と JTG 証券並びにその社員との間で、利益相反が起こりうることにご注意ください。

本資料は、日本国内に限定して配付致します。

間接的に海外で入手されるような事態が生じた場合があったとしても、JTG 証券では諸外国の法制度や規制に対応する責任を負いません。

Copyright JTG 証券 Co. Ltd. All rights reserved.

本資料は JTG 証券の著作物であり、著作権法により保護されております。

JTG 証券の書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を変更、複製・再配布し、もしくは直接的又は間接的に第三者に交付することはできません。

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7 階

Jトラストグローバル証券株式会社 経済調査室

(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号)

(貸金業者登録番号 東京都知事(1)第 31946 号)

ご投資にあたって

本資料に記載の内容を参考にしてお取引をされる場合、商品毎に以下の手数料等をご負担いただきます。

【上場株式等】

店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式(売買単位未満を除く)の場合は約定代金に対して最大 1.1524%(税込)(但し約定代金の 1.1524%(税込)に相当する額が 3,300 円(税込)に満たない場合は 3,300 円(税込)の委託手数料をご負担いただきます。

【投資信託】

投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます

【債券等】

債券等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。また、外貨建ての債券の場合、円貨と外貨を交換する際には外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。

投資リスクについて

各商品等には、株式相場、為替相場、金利水準、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等、それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)があります。

商品毎に手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の目論見書または契約締結前交付書面をよくお読みください。

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会